

○防衛省告示第八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年一月三十日から施行する。

令和五年一月二十日

防衛大臣 浜田 靖一

一 陸上自衛隊名寄駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道名寄市	字内淵八十四番地
対象防衛関係施設の区域	北海道名寄市	字内淵（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一 北緯四十四度二十二分四十九秒、東経百四十二度二十六分四十五秒の点 二 北緯四十四度二十三分八秒、東経百四十二度二十七分十七

点と十に掲げる
点とを結んだ次
の図面に示す線
により囲まれた
区域

秒の点

三 北緯四十四度二十三分四十秒、東経百四十二度二十七分十
三秒の点

四 北緯四十四度二十三分四十秒、東経百四十二度二十六分四
十三秒の点

五 北緯四十四度二十三分五十三秒、東経百四十二度二十六分
二十二秒の点

六 北緯四十四度二十三分四十三秒、東経百四十二度二十六分
〇秒の点

七 北緯四十四度二十三分二十五秒、東経百四十二度二十六分
〇秒の点

八 北緯四十四度二十三分十六秒、東経百四十二度二十五分四
十九秒の点

九 北緯四十四度二十二分五十六秒、東経百四十二度二十五分
四十九秒の点

十 北緯四十四度二十二分四十七秒、東経百四十二度二十六分
〇秒の点

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

二 陸上自衛隊上富良野駐屯地

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>北海道空知郡上富良野町</p>	<p>北海道空知郡上富良野町</p>	<p>北海道空知郡上大町、丘町、基線北、桜町、東一線北、東二線北、東三線北、緑町及び南町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>南町四丁目九百四十八番地</p>	<p>東一線北、東二線北及び南町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大町、丘町、基線北、桜町、東一線北、東二線北、東三線北、緑町及び南町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊美唄駐屯地

対象防衛関係施設

北海道美唄市

南美唄町上一条四丁目

の所在地		
対象防衛関係施設 の区域	北海道美唄市	南美唄町上（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道美唄市	南美唄町大通り、南美唄町上、南美唄町下、南美唄町中央通り、 南美唄町南町及び南美唄町山の手（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に 含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区 域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ るものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊北千歳駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道千歳市	北信濃七百二十四番地
対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	北信濃及び大和四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	桂木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北信濃（次の図面に示す部分に限る。）、自由ヶ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新富一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北斗一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに大和三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊静内駐屯地

対象防衛関係施設	北海道日高郡新	静内浦和百二十五番地
の所在地	ひだか町	

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	北海道日高郡新 ひだか町	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
	静内浦和（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十二度十八分五十三秒、東経百四十二度二十六分四十一秒の点 二 北緯四十二度十八分十八秒、東経百四十二度二十七分四秒の点 三 北緯四十二度十八分〇秒、東経百四十二度二十六分五十三秒の点 四 北緯四十二度十八分二十四秒、東経百四十二度二十五分三十二秒の点 五 北緯四十二度十八分四十一秒、東経百四十二度二十五分三十三秒の点	一 北緯四十二度十八分五十三秒、東経百四十二度二十六分四十一秒の点 二 北緯四十二度十八分十八秒、東経百四十二度二十七分四秒の点 三 北緯四十二度十八分〇秒、東経百四十二度二十六分五十三秒の点 四 北緯四十二度十八分二十四秒、東経百四十二度二十五分三十二秒の点 五 北緯四十二度十八分四十一秒、東経百四十二度二十五分三十三秒の点

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊弘前駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	青森県弘前市	大字原ヶ平字山中十八番地百十七
対象防衛関係施設の区域	青森県弘前市	大字原ヶ平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県弘前市	大字小沢及び大字原ヶ平（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊八戸駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字市川町字桔梗野官地
対象防衛関係施設	青森県八戸市	大字市川町及び大字河原木（いずれも次の図面に示す部分に限

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市	
る。)	桔梗野工業団地（次の図面に示す部分に限る。）、松ヶ丘、大字市川町（次の図面に示す部分に限る。）及び大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）	備考	

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊岩手駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岩手県滝沢市	後二百六十八番地四百三十三
対象防衛関係施設の区域	岩手県滝沢市	後（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岩手県滝沢市	後、大森平及び留が森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 陸上自衛隊大和駐屯地

対象防衛関係施設	宮城県黒川郡大和町	吉岡字西原二十一番地九
対象防衛関係施設の区域	宮城県黒川郡大和町	吉岡（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	宮城県黒川郡大和町	大瓜、大衡、吉岡、吉岡南及び吉田（いずれも次の図面に示す

に係る対象施設周辺地域	和町	部分に限る。)
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

十 陸上自衛隊秋田駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	秋田県秋田市	寺内字將軍野一番地
対象防衛関係施設 の区域	秋田県秋田市	飯島大崩（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野、土崎港北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び寺内（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	秋田県秋田市	飯島大崩、飯島新町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、飯島長野、飯島長野上町、飯島長野中町（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野本町（次の図面に示す部分に限る。）、飯島西袋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港北松野町（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野青山町、將軍野桂町（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野堰越（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、土崎港北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、土崎港東四丁

目（次の図面に示す部分に限る。）並びに寺内（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	福島県福島市	荒井字原宿一番地
対象防衛関係施設の区域	福島県福島市	荒井（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福島県福島市	荒井及び上鳥渡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊郡山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福島県郡山市	大槻町字長右エ門林一番地
対象防衛関係施設の区域	福島県郡山市	大槻町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福島県郡山市	大槻町、土瓜、堤、中野及び鳴神（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	栃木県宇都宮市	茂原一丁目五番四十五号
--------------	---------	-------------

対象防衛関係施設 の区域	栃木県宇都宮市	茂原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	栃木県下野市	上古山（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	栃木県宇都宮市	さつき三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、富士見町、南高砂町（次の図面に示す部分に限る。）、南町（次の図面に示す部分に限る。）並びに茂原一丁目から三丁目まで
	栃木県下野市	上古山及び下古山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>	

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 陸上自衛隊下志津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県千葉市若葉区	若松町九百二番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県千葉市若葉区	若松町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県千葉市稲毛区	小深町及び六方町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	<p>千葉県千葉市若葉区</p>	<p>都賀の台、西都賀、みつわ台及び若松町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>千葉県四街道市</p>	<p>下志津新田及び和良比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 陸上自衛隊横浜駐屯地

備考	対象防衛関係施設 の所在地		対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区		神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	神奈川県横浜市 神奈川区
	岡沢町二百七十三番地		岡沢町（次の図面に示す部分に限る。）	三ツ沢西町（次の図面に示す部分に限る。） 岡沢町、鎌谷町、常盤台及び峰岡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 陸上自衛隊松本駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
長野県松本市	長野県松本市	長野県松本市
石芝一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び	石芝二丁目及び高宮西（次の図面に示す部分に限る。）	高宮西一番一号

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	
<p>四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、笹部二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、征矢野二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高宮中（次の図面に示す部分に限る。）、高宮西、高宮南（次の図面に示す部分に限る。）、野溝西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、野溝木工二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南原一丁目及び二丁目並びに宮田（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 陸上自衛隊駒門駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	対象防衛関係施設 の区域
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	対象防衛関係施設 の区域
	静岡県御殿場市	静岡県御殿場市
	大坂、神山、駒門、中山及び富士見原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	駒門五丁目一番
	神山、駒門及び中山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 陸上自衛隊豊川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	愛知県豊川市	穂ノ原（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>愛知県豊川市</p>	<p>開運通（次の図面に示す部分に限る。）、金屋西町（次の図面に示す部分に限る。）、金屋元町（次の図面に示す部分に限る。）、小桜町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ヶ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、桜木通（次の図面に示す部分に限る。）、佐土町（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪（次の図面に示す部分に限る。）、西桜木町、穂ノ原（次の図面に示す部分に限る。）、本野町（次の図面に示す部分に限る。）、美幸町（次の図面に示す部分に限る。）及び若鳩町</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九 陸上自衛隊大津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県大津市	際川一丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	滋賀県大津市	際川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	滋賀県大津市	あかね町（次の図面に示す部分に限る。）、鏡が浜、勸学二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、際川一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、二本松（次の図面に示す部分に限る。）

		<p>限る。)、南志賀四丁目、柳が崎(次の図面に示す部分に限る。) 及び柳川二丁目(次の図面に示す部分に限る。)</p> <p>一 北緯三十五度二分三十三秒、東経百三十五度五十二分六秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二分二十四秒、東経百三十五度五十二分二十一秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二分四秒、東経百三十五度五十二分二十二秒の点</p> <p>四 北緯三十五度一分四十四秒、東経百三十五度五十二分四秒の点</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれ</p>	

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 陸上自衛隊大久保駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府宇治市	広野町風呂垣外一番地一
対象防衛関係施設の区域	京都府宇治市	伊勢田町、大久保町及び広野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	京都府宇治市	伊勢田町、大久保町、羽拍子町、開町及び広野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

京都府久世郡久御山町

林（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

備考	対象防衛関係施設 の所在地		対象防衛関係施設 の区域		対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域		
	兵庫県川西市		兵庫県川西市		兵庫県伊丹市		
	久代四丁目一番五十号		久代四丁目（次の図面に示す部分に限る。）		大野一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに東野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）		
兵庫県川西市		兵庫県川西市		兵庫県伊丹市		兵庫県宝塚市	
久代四丁目（次の図面に示す部分に限る。）		久代四丁目（次の図面に示す部分に限る。）		久代三丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		山本野里二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 陸上自衛隊青野原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県小野市	桜台一番地
対象防衛関係施設	兵庫県小野市	桜台及び復井町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考	の区域	
	兵庫県加東市	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	桜台（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域
		一 北緯三十四度五十五分二秒、東経百三十四度五十四分五十六秒の点 二 北緯三十四度五十四分五十五秒、東経百三十四度五十五分三十一秒の点 三 北緯三十四度五十四分二十六秒、東経百三十四度五十五分二十八秒の点 四 北緯三十四度五十四分十一秒、東経百三十四度五十五分七秒の点 五 北緯三十四度五十四分十七秒、東経百三十四度五十四分三十四秒の点 六 北緯三十四度五十四分四十四秒、東経百三十四度五十四分二十八秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三 陸上自衛隊姫路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県姫路市	峰南町一番七十号
対象防衛関係施設の区域	兵庫県姫路市	峰南町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	兵庫県姫路市	北平野（次の図面に示す部分に限る。）、北平野南の町、城北新町（次の図面に示す部分に限る。）、白国（次の図面に示す部分に限る。）、広峰（次の図面に示す部分に限る。）、峰南町及び増位本町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四 陸上自衛隊日本原駐屯地

対象防衛関係施設	岡山県勝田郡奈	滝本官有無番地
の所在地	義町	

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>岡山県勝田郡奈 義町</p>	<p>荒内西、上町川、滝本及び中島西（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>岡山県勝田郡奈 義町</p>	<p>荒内西、上町川、滝本及び中島西（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五 陸上自衛隊松山駐屯地

備考	対象防衛関係施設 の区域		対象防衛関係施設 の区域		対象防衛関係施設 の所在地
	愛媛県松山市	愛媛県東温市	愛媛県松山市	愛媛県東温市	愛媛県松山市
	北梅本町及び南梅本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	牛渕及び西岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	南梅本町（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	南梅本町乙百七番地

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 陸上自衛隊飯塚駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県飯塚市	津島二百八十二番地
対象防衛関係施設	福岡県飯塚市	庄司及び津島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>福岡県鞍手郡小竹町</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p>
<p>大字新多（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十三度四十分四十九秒、東経百三十度三十九分五十八秒の点 二 北緯三十三度四十一分七秒、東経百三十度三十九分五十四秒の点 三 北緯三十三度四十一分四十秒、東経百三十度四十分三十六秒の点 四 北緯三十三度四十一分二十一秒、東経百三十度四十一分六秒の点 五 北緯三十三度四十分四十四秒、東経百三十度四十一分六秒の点 六 北緯三十三度四十分二十二秒、東経百三十度四十分三十四秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七 陸上自衛隊小郡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県小郡市	小郡二千二百七十七番地
対象防衛関係施設の区域	福岡県小郡市	小郡（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県小郡市	大保及び小郡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八 陸上自衛隊久留米駐屯地

対象防衛関係施設	福岡県久留米市	国分町
の所在地		

対象防衛関係施設 の区域	福岡県久留米市	高良内町及び国分町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	福岡県久留米市	高良内町、国分町及び御井町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 陸上自衛隊相浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	大潟町六百七十八番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	大潟町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	大潟町、椎木町及び日野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

一に掲げる点と	一 北緯三十三度十分四十三秒、東経百二十九度三十八分五十
二に掲げる点と	一秒の点
を結んだ線及び	二 北緯三十三度十分四十二秒、東経百二十九度三十八分四十

<p>これらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>七秒の点</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ</p>	<p>三 北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点 四 北緯三十三度十分二十六秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点</p>	<p>五 北緯三十三度十分十八秒、東経百二十九度三十八分三十八秒の点 六 北緯三十三度九分五十七秒、東経百二十九度三十八分五十九秒の点 七 北緯三十三度十分六秒、東経百二十九度三十九分二十一秒の点</p>

	た海域	八 北緯三十三度十分五秒、東経百二十九度三十九分三十五秒の点
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
崎辺町十一番二号	崎辺町（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十三度七分五十八秒、東経百二十九度四十三分五十 六秒の点 二 北緯三十三度七分三十二秒、東経百二十九度四十四分十二 秒の点 三 北緯三十三度七分十四秒、東経百二十九度四十三分五十八 秒の点 四 北緯三十三度七分二十六秒、東経百二十九度四十三分二十 六秒の点 五 北緯三十三度七分四十二秒、東経百二十九度四十三分十七 秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一 陸上自衛隊竹松駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県大村市	富の原一丁目千番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県大村市	富の原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県大村市	今津町及び富の原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を		一 北緯三十二度五十六分四十一秒、東経百二十九度五十五分

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>四十四秒の点 二 北緯三十二度五十六分三十二秒、東経百二十九度五十五分三十秒の点 三 北緯三十二度五十五分五十八秒、東経百二十九度五十五分三十二秒の点 四 北緯三十二度五十五分五十一秒、東経百二十九度五十五分四十七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十二 陸上自衛隊湯布院駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の所在地	大分県由布市	湯布院町川上九百四十一番地
	対象防衛関係施設 の区域	大分県由布市	湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	大分県由布市	湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三 陸上自衛隊桜森高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	桜森
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	桜森（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯四十二度五十五分七秒、東経百四十一度三十二分十秒の点</p> <p>二 北緯四十二度五十四分五十一秒、東経百四十一度三十二分三十六秒の点</p> <p>三 北緯四十二度五十四分三十四秒、東経百四十一度三十二分二十五秒の点</p> <p>四 北緯四十二度五十四分三十一秒、東経百四十一度三十一分四十七秒の点</p> <p>五 北緯四十二度五十四分四十二秒、東経百四十一度三十一分三十五秒の点</p> <p>六 北緯四十二度五十四分五十七秒、東経百四十一度三十一分三十九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十四 陸上自衛隊祝梅高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	北海道千歳市	祝梅千十六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	一 北緯四十二度四十九分五十七秒、東経百四十一度四十三分二秒の点 二 北緯四十二度四十九分五十秒、東経百四十一度四十三分二十八秒の点 三 北緯四十二度四十九分二十二秒、東経百四十一度四十三分二十五秒の点

	区域	<p>四 北緯四十二度四十九分十八秒、東経百四十一度四十二分五十二秒の点</p> <p>五 北緯四十二度四十九分三十三秒、東経百四十一度四十二分三十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十五 陸上自衛隊名寄高射教育訓練場（内淵地区）

対象防衛関係施設の所在地	北海道名寄市	字内淵
対象防衛関係施設	北海道名寄市	字内淵（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>の区域</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	
	<p>一 北緯四十四度二十三分四十九秒、東経百四十二度二十六分三十七秒の点</p> <p>二 北緯四十四度二十三分二十九秒、東経百四十二度二十六分五十九秒の点</p> <p>三 北緯四十四度二十三分十一秒、東経百四十二度二十六分四十五秒の点</p> <p>四 北緯四十四度二十三分十一秒、東経百四十二度二十六分三十秒の点</p> <p>五 北緯四十四度二十三分三十二秒、東経百四十二度二十六分九秒の点</p> <p>六 北緯四十四度二十三分四十六秒、東経百四十二度二十六分十六秒の点</p>	

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十六 海上自衛隊舞鶴海上訓練指導隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字長浜小字長浜千八番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十五度二十九分三十九秒、東経百三十五度二十二分十七秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十五度二十二分三十九秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十九分十秒、東経百三十五度二十二分三十</p>

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県霧島市	福山町福山四千四十番地
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
により囲まれた区域		<p>四秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十九分八秒、東経百三十五度二十二分三秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十九分二十一秒、東経百三十五度二十一分四十九秒の点</p>

三十七 海上自衛隊鹿児島音響測定所

対象防衛関係施設 の区域	鹿児島県霧島市	福山町福山（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯三十一度四十一分二十九秒、東経百三十度四十八分二十六秒の点 二 北緯三十一度四十一分十四秒、東経百三十度四十八分四十五秒の点 三 北緯三十一度四十分五十六秒、東経百三十度四十八分三十五秒の点 四 北緯三十一度四十一分一秒、東経百三十度四十八分十秒の点 五 北緯三十一度四十一分十三秒、東経百三十度四十八分四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十八 海上自衛隊長浦・新井地区

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	長浦町一丁目千五百五十五番二先
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	長浦町一丁目及び吉倉町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	安針台、田浦港町、長浦町一丁目、二丁目及び五丁目、西逸見町一丁目、箱崎町並びに吉倉町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯三十五度十七分五十二秒、東経百三十九度三十八分四十秒の点

	<p>及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	<p>二 北緯三十五度十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分四十九秒の点 三 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分七秒の点 四 北緯三十五度十七分十三秒、東経百三十九度三十九分十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十九 海上自衛隊父島基地分遣隊

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>東京都小笠原村</p>	<p>父島字大根山</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>東京都小笠原村</p>	<p>父島（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた</p>	<p>一 北緯二十七度五分四十六秒、東経百四十二度十一分三十二秒の点 二 北緯二十七度五分四十三秒、東経百四十二度十一分十四秒の点 三 北緯二十七度五分十八秒、東経百四十二度十一分十一秒の点 四 北緯二十七度五分十一秒、東経百四十二度十一分二十二秒の点</p>

対象防衛関係施設	広島県呉市	昭和町六番三十一号
<p>四十 海上自衛隊呉地方総監部からす小島係留所</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	区域
		<p>の点</p> <p>五 北緯二十七度五分十三秒、東経百四十二度十一分四十三秒の点</p> <p>六 北緯二十七度五分二十九秒、東経百四十二度十一分五十一秒の点</p> <p>七 北緯二十七度五分三十六秒、東経百四十二度十一分四十三秒の点</p>

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	広島県呉市	広島県呉市
	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域
<p>警固屋、昭和町及び船見町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十四度十三分四十三秒、東経百三十二度三十二分五十四秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十三分四十六秒、東経百三十二度三十二分四十九秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十三分四十六秒、東経百三十二度三十二分三十八秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十三分四十一秒、東経百三十二度三十二分三十三秒の点</p>		

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十一 海上自衛隊呉地方総監部係船堀地区

対象防衛関係施設 の所在地	広島県呉市	昭和町五番二号
------------------	-------	---------

備考	対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町及び宮原（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯三十四度十三分五十八秒、東経百三十二度三十三分七秒の点 二 北緯三十四度十四分十一秒、東経百三十二度三十二分四十七秒の点 三 北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十二分二十六秒の点 四 北緯三十四度十三分四十秒、東経百三十二度三十二分三十三秒の点	

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十二 海上自衛隊阪神基地隊

対象防衛関係施設 の所在地	兵庫県神戸市東灘区	魚崎浜町三十七番地
対象防衛関係施設	兵庫県神戸市東	魚崎浜町（次の図面に示す部分に限る。）

備考	の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	灘区	兵庫県神戸市東灘区
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		魚崎浜町（次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯三十四度四十二分三十三秒、東経百三十五度十七分十四秒の点
		二 北緯三十四度四十二分二十九秒、東経百三十五度十七分二十七秒の点
		三 北緯三十四度四十二分六秒、東経百三十五度十七分三十一秒の点
		四 北緯三十四度四十二分三秒、東経百三十五度十七分九秒の点
		五 北緯三十四度四十二分十二秒、東経百三十五度十六分五十四秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十三 海上自衛隊仮屋磁気測定所

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県淡路市	久留麻三十一番八号
対象防衛関係施設の区域	兵庫県淡路市	久留麻（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>兵庫県淡路市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>久留麻（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十四度三十二分二秒、東経百三十四度五十九分三十七秒の点</p> <p>二 北緯三十四度三十一分五十七秒、東経百三十四度五十九分五十秒の点</p> <p>三 北緯三十四度三十一分四十一秒、東経百三十四度五十九分四十七秒の点</p> <p>四 北緯三十四度三十一分三十六秒、東経百三十四度五十九分三十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十四 海上自衛隊由良基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県日高郡由良町	大字阿戸七百八番地五
対象防衛関係施設の区域	和歌山県日高郡由良町	大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一 北緯三十三度五十七分四十四秒、東経百三十五度七分四秒の点 二 北緯三十三度五十七分四十秒、東経百三十五度六分三十三

	<p>点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>	<p>秒の点 三 北緯三十三度五十七分二十一秒、東経百三十五度六分二十 七秒の点 四 北緯三十三度五十七分十秒、東経百三十五度六分四十九秒 の点 五 北緯三十三度五十七分二十一秒、東経百三十五度七分十秒 の点 六 北緯三十三度五十七分三十二秒、東経百三十五度七分九秒 の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	広島県呉市	幸町一番一号
対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	幸町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	広島県呉市	青山町、幸町、宝町、中央、中通、西中央及び本通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	<p>一に掲げる点と 二に掲げる点と を結んだ線及び これらの点を結 ぶ海岸線により 囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度三十三分十 五秒の点 二 北緯三十四度十四分十四秒、東経百三十二度三十三分二十 七秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十六 海上自衛隊呉警備隊

対象防衛関係施設 の所在地	広島県呉市	幸町七番一号
------------------	-------	--------

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	幸町（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	広島県呉市	青山町、幸町、昭和町、宝町及び中通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十三分十 五秒の点 二 北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度三十三分四 秒の点 三 北緯三十四度十四分十七秒、東経百三十二度三十二分五十 九秒の点 四 北緯三十四度十四分六秒、東経百三十二度三十三分十五秒 の点

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十七 海上自衛隊佐伯基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	大分県佐伯市	鶴谷町三丁目三番三十七号
対象防衛関係施設の区域	大分県佐伯市	鶴谷町二丁目及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>大分県佐伯市</p>	<p>鶴谷町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中江町（次の図面に示す部分に限る。）、西浜（次の図面に示す部分に限る。）、野岡町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東浜（次の図面に示す部分に限る。）並びに東町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十二度五十八分二十七秒、東経百三十一度五十四分四十四秒の点 二 北緯三十二度五十八分二十二秒、東経百三十一度五十五分三秒の点</p>
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十八 海上自衛隊呉港務部第三区

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	宝町八番二十四号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	宝町（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>広島県呉市</p>	<p>海岸、三条、宝町及び築地町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度三十三分十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十四分十一秒、東経百三十二度三十三分三秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分二十五秒、東経百三十二度三十二分四十三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十九 海上自衛隊下関基地隊

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	永田本町四丁目八番一号
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	永田本町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	永田本町二丁目及び四丁目、吉見新町一丁目及び二丁目、吉見本町一丁目並びに大字吉見下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	<p>一 北緯三十四度四分十三秒、東経百三十度五十三分十九秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四分十秒、東経百二十度五十二分七秒の点</p> <p>三 北緯三十四度三分四十二秒、東経百三十度五十三分十五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度三分三十六秒、東経百三十度五十三分三十六秒の点</p> <p>五 北緯三十四度四分一秒、東経百三十度五十三分五十九秒の点</p> <p>六 北緯三十四度四分一秒、東経百三十度五十四分二秒の点</p> <p>七 北緯三十四度四分三秒、東経百三十度五十四分三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十 海上自衛隊崎辺地区

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
崎辺町、天神町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限	崎辺町、天神町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	崎辺町官有無番地

に係る対象施設周
辺地域

<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸域 以外の区域</p>	<p>る。)</p> <p>一 北緯三十三度八分二十九秒、東経百二十九度四十三分十六秒の点</p> <p>二 北緯三十三度八分十六秒、東経百二十九度四十二分五十五秒の点</p> <p>三 北緯三十三度七分五十九秒、東経百二十九度四十三分三秒の点</p> <p>四 北緯三十三度七分五十六秒、東経百二十九度四十三分二十秒の点</p> <p>五 北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十三分十五秒の点</p> <p>六 北緯三十三度七分二十四秒、東経百二十九度四十三分二十八秒の点</p> <p>七 北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十四分八秒の点</p> <p>八 北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十四分十一</p>
--	--

秒の点

九 北緯三十三度八分六秒、東経百二十九度四十四分一秒の点

十 北緯三十三度八分十四秒、東経百二十九度四十四分三秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>鹿児島県大島郡 瀬戸内町</p>	<p>大字古仁屋字船津二十七番地</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>鹿児島県大島郡 瀬戸内町</p>	<p>大字古仁屋（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>鹿児島県大島郡 瀬戸内町</p>	<p>古仁屋瀬久井西及び大字古仁屋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯二十八度八分三十九秒、東経百二十九度十八分四十二秒の点</p> <p>二 北緯二十八度八分三十一秒、東経百二十九度十八分四十一秒の点</p> <p>三 北緯二十八度八分二十二秒、東経百二十九度十八分五十九</p>

	<p>線により囲まれた海域</p>
<p>秒の点 四 北緯二十八度八分二十六秒、東経百二十九度十九分三秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	平瀬町無番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	<p>泉町、今福町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、島瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町（次の図面に示す部分に限る。）、常盤町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町、西大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町（次の図面に示す部分に限る。）、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、元町及び矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十三 海上自衛隊舞鶴警備隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字浜小字浜二千十八番地
--------------	--------	--------------

備考	<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 の区域</p>
	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>京都府舞鶴市</p>
	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>	<p>字浜（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十五度二十三分七秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十八分五十秒、東経百三十五度二十二分五十九秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十九分三秒、東経百三十五度二十三分十七秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十五度二十三分三十二秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十八分四十三秒、東経百三十五度二十三分三十七秒の点</p> <p>六 北緯三十五度二十八分三十七秒、東経百三十五度二十三分三十一秒の点</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十四 海上自衛隊新潟基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新潟市東区	臨海町一番一号
対象防衛関係施設の区域	新潟県新潟市東区	臨海町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新潟市東区	神明町、浜町、山の下町（次の図面に示す部分に限る。）、臨海町（次の図面に示す部分に限る。）、臨港（次の図面に示す部分に限る。）及び臨港町（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯三十七度五十六分四十六秒、東経百三十九度四分八秒の点</p> <p>二 北緯三十七度五十六分四十三秒、東経百三十九度三分五十九秒の点</p> <p>三 北緯三十七度五十六分三十一秒、東経百三十九度三分五十五秒の点</p> <p>四 北緯三十七度五十六分二十三秒、東経百三十九度四分〇秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十五 海上自衛隊第一術科学校

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	江田島町国有無番地
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十四度十五分九秒、東経百三十二度二十八分三十九秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十四分四十四秒、東経百三十二度二十八分五十四秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分十三秒、東経百三十二度二十八分四十四秒の点</p>

対象防衛関係施設	広島県江田島市	江田島町大原国有無番地
<p>五十六 海上自衛隊第一術科学校大原訓練場</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>により囲まれた</p> <p>区域</p> <p>五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十四分三秒、東経百三十二度二十八分二十六秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十四分五十三秒、東経百三十二度二十七分三十八秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十五分三秒、東経百三十二度二十七分五十一秒の点</p>

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	広島県江田島市	広島県江田島市
	江田島町及び江田島町津久茂（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	江田島町、江田島町津久茂及び江田島町宮ノ原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p> <p>一 北緯三十四度十五分十一秒、東経百三十二度二十七分三十 六秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十五分六秒、東経百三十二度二十七分十九秒 の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分五十一秒、東経百三十二度二十七分十 九秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十四分四十四秒、東経百三十二度二十七分一 秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十四分五十秒、東経百三十二度二十六分四十</p>		

八秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十七 航空自衛隊熊谷基地

対象防衛関係施設

埼玉県熊谷市

拾六間八百三十九番地

の所在地			
対象防衛関係施設 の区域	埼玉県熊谷市		拾六間及び三ヶ尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	埼玉県熊谷市	埼玉県深谷市	拾六間、新堀、新堀新田、三ヶ尻及び美土里町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十八 航空自衛隊武山高射訓練場長井統制地区

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	長井四丁目三千五百番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	長井四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	長井二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺区域は、なお従前の例による。